

スウェーデンの租税政策

—二元的所得税を中心に—

馬場義久

関理事長 それでは、お待たせいたしました。「ご案内いたしましたように、本日の資本市場を考える会は、早稲田大学の馬場先生にお願いをいたしまして、「スウェーデンの租税政策—二元的所得税を中心に」という題でお話をいただきました」と思っています。

馬場先生には、当研究所の理事にご就任いただいておりますし、また、証券税制研究会の座長もお願いしておりますが、最近二年間ほど、この二元的所得税論をベースにした税制が実施されておりますスウェーデンにご留学になっておりまして、お帰りになった直後でございます。

最近、ご承知のように、この問題は政府税調とか、あるいは経済財政諮問会議とか、各方面で話題になってきているわけであります。また、証券界としても、こういった考え方を軸に今後の金融税制を組み立てていくべきではないかという意見がだんだん大勢になってきているという状況だと思います。既に実施されている税制の現状等を踏まえて先生のお話を伺えることは、大変有益だと思っております。

では先生、どうぞよろしくお願いいたします。

ご紹介いただきました早稲田大学の馬場でございます。

きょうのお話のアウトラインとしては、まずスウェーデンの財政の背景について少し触れた後、スウェーデンで二元的所得税がどのように実施されていくか、どういう効果を持っているか、だれが負担しているかというお話をし、次に、現在の日本の税制改革に対して二元的所得税の持つ意義をご紹介してお話を終えたいと考えております。スウェーデンでの二元的所得税の実施の状態と、そこから得られる日本への教訓というお話になるかとと思います。

一、背景…スウェーデンの 財政・租税政策の特徴

最初に、スウェーデンの財政あるいは租税政策の特徴から申し上げたいと思います。

ご紹介にありましたように、二〇〇〇年三月から二〇〇二年三月まで、ストックホルム大学の経済学部におりまして、二年間スウェーデンで生活をいたしました。その辺の実感も含めまして、バックグラウンドをまずご紹介したいと思います。

四つほど指摘したいと思いますが、まずご承知のように、スウェーデンは、租税と社会保障負担の国民負担率が非常に高く、七割を超えます。もちろん取りっ放しではありませんので、社会保障等々で返ってまいります。七割を政府が持つていくわけです。日本はどうでしょうか。現在のところ三三%か三四%だと記憶しております。

なぜこんなに高いかというと、基本的に財政支出が高い。しかし、スウェーデンにおいては、予想されるようにいい福祉システムもあれば悪い福祉システムもある。そこは我々峻別して、いい点は学ばべきで、悪い点は反面教師として勉強する

という姿勢が大事かと思えます。

ちよつと意外だったのは、医療が非常に悪い。つまり、病気になるたびに、医者に診てもらい、手術をする、それまでにウエイティングがあつて、物すごく時間がかかります。脳の腫瘍の病気をしたある女性が、八カ月かかるといふことで、その息子が非常に心配して、ドイツに連れて行き、幸い手術が早くでき成功したとのことです。問題は、その手術代をだれが持つかということになり、日本円にすると六〇万円ぐらいになりますが、ドイツは当然患者さんが出せといひ、患者さんの息子は、スウェーデンにいればそういうことはなかった、ちゃんと高い税金を払っているわけで、手術代はうんと安くなるはずだからというところで、その息子は裁判に持ち出し、判決はスウェーデン政府が持つということになりました。それは私が新聞記事で読んだものですが、医療に

関しては非常に悪いということです。

私も、ぎっくり腰を一度やりまして、これは少し病院に行くのが私の勉強になる、スウェーデンの病院を見るのにはいい機会ということで、病院に電話をしました。病院の選択権はほとんどありません。「住んでいるところはどこですか」と聞かれました。「何々だ」といふと、「ではあなたはここに行きなさい」。

ところが、一〇時ごろ電話したのですが、その日はもう受付はない、明くる日以降である、明くる日の九時半から一〇時半に来なさいということでありまして、行きますと、私のような人が一、二、三人いまして、それでおしまいです。あとはもう絶対受け付けない。それで、医者に診てもらいますと、レントゲンを撮るわけでもなし、大した治療ではなかったのですが、とにかく病院にかかるのが非常に大変だということです。

いい点は、いろいろありますが、例えば公的老年年金が改革されて、一部積立方式になりました。自分たちが払う保険料全体を一〇〇としますと、そのうちの四分の一ぐらいを自分の口座として設けることができる。それは全く自分で自由に投資ができる。株を買うこともできる。そのかわり責任は保険料を払っている人が持つ。個人レベルで自主運用できるわけで、その収益分で自分の老後を賄う。自分はそんなに運用するのに向いていない、面倒くさいという人は、国に運用を任せられることもできますが、私は非常にいいことじゃないかと思っております。そういう点で斬新なアイデアを持つ国でもありますが、やはり公共部門が非常に大きくて、民間との境界領域というところほとんど公共部門になっているということで弊害もある。その点を峻別して我々は教訓を得るべきだといつふうに考えております。

二番目は、所得税の中でも勤労所得税への期待が非常に高いということに驚きました。

スウェーデンは非常に労働組合が強い。労働組合の組織率は、八割を超えています。世界でも有数の組織率であります。その中の最大労組は10といいますが、ブルーカラーを中心として二二〇万人ぐらいの加入員がありますが、そこがパンフレットを出しておりまして、勤労所得税の減税に反対、勤労所得税を守れと言っております。それはなぜかというところ、スウェーデンは、アメリカのような国と違って、いったん自分たちで稼いだお金のかんりの部分を政府に預けて、政府が社会保障を行う。稼いだお金をどうしようかということに余り神経を使わないようなシステムをとっている。そのような高福祉国家では、政府はとにかくお金を集めなければいけない。ではどの税が一番お金が集まるかというと、勤労所得税と次いで消

費税である。つまり法人税とか資産所得税は、明言はしてありませんがあまり期待していない。頼るべきは勤労所得税であるということは非常に強力にいつております。この点は、私は非常にびつくりしたところであります。

三番目に、日本と違うところは、地方分権で、地方自治体が地方勤労所得税を自主財源にして、その税率を決定することができるということであります。コミュニティ、日本でいうと市町村が二七八ぐらいあり、その上に県がありまして、県とコミュニティが勤労所得税の税率を自分たちで決定することができる。税率は地域ごとにばらばらでありまして、ストックホルムのように豊かなところは二六〜二八%で済みますが、北の方の人口が少ないというところだと、三三〜三三%で、平均三〇%という地方勤労所得税がかかります。

福祉サービス、例えば老人のケアなども自治体

がやるということになっております。

四番目は、これはご承知の方が多いと思います。納税者番号制度であります。

私もこれをつくらないと口座を開けませんでした。二年間向こうで暮らしますので、早稲田大学から給料をいったん日本の銀行に振り込んでもらい、それを、何回も送ると手数料がかかりますから、まとめてストックホルムに送るわけですが、そのためには、スウェーデンに私の口座を開設しなければならぬ。銀行に行きますと、「IDカード、いわゆる納税者番号カードお持ちですか」と銀行員に聞かれ、「ない」と答えると、「口座はできません」といわれる。「ほかの銀行でも同じですか」と聞くと、それはそうだということ。一年以上滞在する場合はつくらないといけません。そこで、まず住民登録をする。どこで住民登録をするかということ、税務署です。税務

署が住民登録業務をやっているのです。非常に嫌なところがやっているという感じで、もつつかまえられたのかという感じがいたしましたが、早稲田からの証明書を見せて住民登録をし、その後カードをつくります。

カードをつくるのは、細かいことですが自己負担です。三〇〇クローネ、一クローネ＝一三円くらいとしますと四〇〇〇円くらいで、郵便局でつくります。そのカードがないと口座が開けないということであります。IDカードをつくるのは、既にIDカードを持っている人と一緒に行かないとつくれない、保証人みたいな感じですね。この人は本当にそこに住んでいるということについて保証人が要るわけです。私の場合、ストックホルム大学の職員の方に頼んで、一緒に郵便局に行つて証明をもらつたわけです。

写真つきで五年間有効であります。最初に誕生

日の年月日の数字があつて、下四けたが固有の番号になります。男性は奇数、女性は偶数です。カードを見れば誕生日がいつかというのはすぐわかります。

このIDカードは、これは後のお話に係るかもしれませんが、四つぐらい機能があつて、まず身分証明書として機能する。

スウェーデンに住んでいるという、まさしくIDカードでありまして、日本のように運転免許証を持つていくとか、そういったことは必要ありません。IDカードが身分証明書になります。

クレジットカードで支払うときには、このIDカードを見せないと、ほとんど物を買えません。IDカードを打ちます。債務不履行になったときの備えかもしれません。

当然納税者番号としても機能します。銀行口座を開き入金しますと、向こうの金利は日本の銀行

よりずっと高いので、普通預金であってもかなり利子がつきます。利子には三割の税金がかかりませんが、あなたから利子税を取りましたよという証明が国税庁から翌年来ました。銀行からステートメントが国税庁に行っているわけで、国税庁は私の口座番号を多分知っているようです。

また、社会保障の受益、例えば病院に行くときもIDカードを見せなければいけません。便利だなど思いましたのは、住民登録しますと、日本でいうと社会保険事務所などにすぐ自動的に連絡が行きます。私は、勤労所得税をスウェーデンでは払う必要はありませんでしたが、勤労所得税を払いますと、それに乗せて、勤労所得に社会保険料率を掛けて企業が社会保険料を払い、それが老齢年金の原資になりますので、このままいくとあなたは普通の老齢年金が受けられませんかよというアナウンスが来たのです。一種の警告という

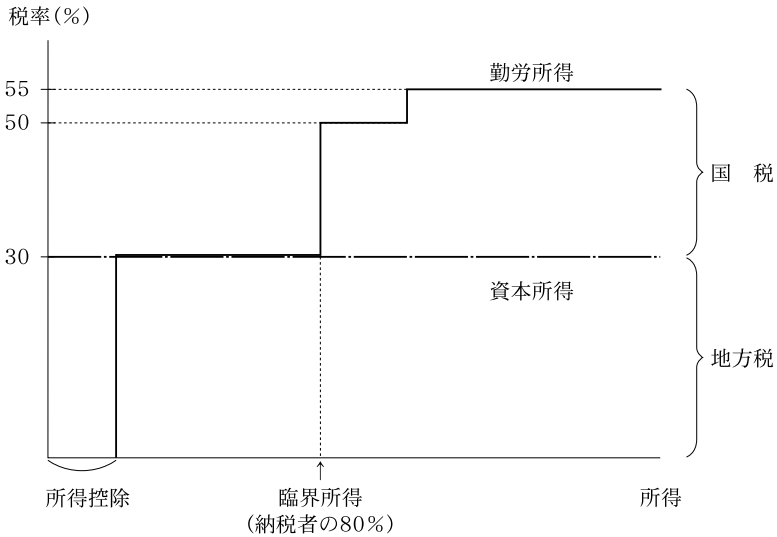
か、こういう状態ですよということを教えてくれる。つまり、我々の経済状態を税金を取るために政府が知ることだけでなく、政府がどのような移転支出をやっているか、あるいはやることしているかということを教えてくれるという機能がある。これは非常に大事だなと思いました。以上四つぐらいの機能があります。

以上、バックグラウンドとして、国民負担率が高いこと、勤労所得税への依存度が高いこと、地方分権であること、納税者番号カードがあるということをお話ししました。

一、二元的所得税の仕組み

いよいよ本題の、スウェーデンで二元的所得税はどうなっているかということの説明させていただきたいと思います。

図表1 スウェーデンの税率構造



まず、「ここ」では、何にどのような率で税金をかけるかということについてお話をしたいと思います。

一番目に、税率構造であります。資本所得といわれるものには三〇%の一律分離課税をし、残りの勤労所得などには三〇%、五〇%、五五%の累進課税をする、ということです。

原理的には、所得を生み出すものが資産だとしますと、資産を金融資産、プラス土地などの実物資産と、人的資産、つまり労働力とに分け、金融資産と実物資産から得られる所得を資本所得と呼び、人的資産から得られる所得は勤労所得と呼ぶ。そして、資本所得には三〇%の課税を行い、勤労所得には累進税として三〇、五〇、五五%の課税を行う。

今この税率構造を図に書いてみますと、図表1のようになります。

三〇%はどこから来たかという、一番最初に

説明しましたように、スウェーデンは地方分権ですので、その地方税率の平均値です。ストックホルムは二七％ですが、ダーラナとか北の方は三四％と、住んでいるところによって違いますが、平均では三〇％になります。

勤労所得については、ある水準以上になると、五〇％、五五％で課税されることになりましたが、三〇％を越える分は国税です。上乘せですね。五〇％以上で課税される所得を臨界所得といっていますが、大体納税者の八〇％はここでとまっています。上位二〇％の人が勤労所得に対して国税を支払っているということになります。

資本所得に対してはどうなっているかという点、フラットですから、どんなに所得があっても三〇％のままで行く。

次に、資本所得とはどんなものか、課税ベースについて説明したいと思います。

原則論・一般論を申し上げますと、これは包括的な名目純資本所得です。つまり金融資産所得プラス実物資産所得から、借入利子とキャピタルロスを引きいた差額を課税ベースとする、ということであり、包括的というのは、すべての資本所得という意味で、利子、配当、有価証券の譲渡益、年金基金の収益、不動産所得、住宅のキャピタルゲインなど、すべての資本所得を合算する。そこから借入利子とロス全額を控除するわけです。現在の日本のように、個別の金融所得ごとにいろいろ税率を変えたり、あるものは総合課税にしたりあるいは分離課税にしたり、そういうふうに分ける方式ではなくて、資本所得全体を合算し、そこから利子控除とロス控除をして、それに税率を掛ける、そういう方式であります。

それでは利子控除、ロス控除の実際というのはどうなるかといいますと、スウェーデンでは、借

<例>なお、借入利子が10万 kr 以下とする。

- ① 資本純所得がプラスの場合。この場合、資本収益とロスおよび利子控除認定額の差額に30%課税される。

<第1図>

利子・配当・キャピタルゲインの合計 10万 kr
借入れ利子 3万 kr ロス 4万 kr × 0.7

$$\text{税} = 0.3 \{10\text{万} - (3\text{万} + 0.7 \times 4\text{万})\} = 12600\text{kr}$$

- ② 資本純所得がマイナスの場合。(本来は翌年以降の繰越が筋)

<第2図>

利子・配当・キャピタルゲインの合計 8万 kr
借入れ利子 7万 kr + ロス 10万 kr × 0.7 = 14万 kr

$$\text{税額控除額} = 0.3(14\text{万} - 8\text{万}) = 18000\text{kr}$$

つまり、利子控除およびロス控除認定額の合計と資本収益総計の差額の30%だけ、資本所得税以外の税額が還付される。ここで税額還付の順は(イ)地方勤労所得税(ロ)国の勤労所得(ハ)不動産税とされている。なお、この年に控除仕切れなくても損失の繰越しは認められていない。

入利子は一〇万クローネまで全額控除対象です。日本円にすると、一三〇万円ぐらいになります。これが全額控除の対象になります。目的は問わない。何のために借りたかということは問いません。それから、それを超える利子、つまり一〇万クローネ以上と、有価証券のキャピタルロスはその七〇%だけが控除の対象になります。

ちよつと細かくなりますが、例①のように、借入利子が一〇万クローネ以下で、利子・配当・キャピタルゲインの合計が一〇万クローネ、借入利子が三万クローネ、ロスが四万クローネだったとしますと、借入利子三万クローネはそのまま控除の対象になりますが、ロスは七掛けの二・八万クローネだけ控除の対象になる、こういうことでもあります。

ロスをどうして七割に減額しているかといいますと、株を持っている人は、ロスは早く実現する

けれども、収益部分はそれに比べるとおそく実現するので、ロスの申告がどうしても早くなる、そこを調整するために、七割しか認めませんよということです。ロスの実現と収益の実現をできるだけ時間的にばらつきがないようにするための措置であります。今の例ですと、資本収益の合計一〇万クローネから、三万クローネ＋〇・七×四万クローネを引いて、それに三〇％を掛けて一万二六〇〇クローネの税金がかかりますよということでもあります。

今度は、②のように資本純所得がマイナスになつてしまった場合です。これはスウェーデンの場合は非常に奇妙な制度をとつておりまして、親子・配当・キャピタルゲインの合計が八万クローネ、借入利子が七万クローネ、ロスが一〇万クローネとして計算しますと、利子とロス控除の認定額の方が大きいので、一四万クローネと八万ク

ローネの差額、六万クローネに三〇％を掛けた一万八〇〇〇クローネの税金が戻ってくる、こういうことになっております。

どこから戻るかという点、この人がもし地方勤労所得税を例えば五万クローネを払っていたとしますと、一万八〇〇〇クローネが戻りますのでその年の勤労所得税は三万二〇〇〇クローネでいいということになる。さらにそれでも控除し切れないときは、国の勤労所得税から控除されます。ただ、その年に控除し切れなかった場合、損失の繰り越しは認められない。

私は、これはちょっとおかしいと思います。本来は、これは結局は資本所得と勤労所得の分離課税ですので、利子やロスは資本所得だけから控除できるといふのが筋で、控除できない分は翌年以降に繰り越して、翌年の資本所得から控除するというのが筋じゃないかと思つております。しか

し、現実にはそうはとられておりません。日本でも考える場合に、利子控除とかロス控除をどうするかというのは重要な点だと思います。

実施の仕組みについては、これは先ほど申しましたように、納税者番号制度のもとでの申告課税制度がとられております。私、確定申告書も取り寄せまして、どうなっているかということを見ました。番号を振れば終わりという問題ではありません。関係者としては、日本でいうと国税局に当たるRSV、企業とかあるいは金融機関、納税者の三者がいる。納税者が幾ら預金したとか、株を幾ら売ったかとか、利子を幾ら得たかということ、金融機関から私たちだけでなくRSVに情報がいきます。企業も給料をどれだけ払っているとか、源泉税はどれだけかというステートメントをRSVに送ります。

これはほとんど紙媒体ではありません。ネット

でほとんど、九十数%やっています。ですから、我々の投資について、RSVはすでにかなり知っておりますから、五月一日までが確定申告なんです。四月ごろに確定申告書を送ってきます。確定申告書には、馬場は株を幾ら売って幾ら稼いだとか、銀行預金に幾ら利子があったかをプリントアウトして送ってきます。納税者は間違いがないかどうかをサインします。全体の納税者のうち約六割は単なるサインだけです。追加情報があって、実際に借入額がもっとあったんだということになると、その証明書を一緒に添えて修正要求するということがあります。

納税者としては、全体の収益から借入利子とかロスを控除しなければなりませんので、最終的には申告することになる。しかし、例えば、配当と利子だけで、借金もなかったしロスもなかったということであれば、源泉徴収が適用されています

ので、あとは全然何もしなくていい。なぜかというところ一律三〇%だからです。ただ株式については、売却額はわかるが、購入額はわからないため、利益そのものはわからないということのようです。それから、借入額については、金融機関の協力ではわかるようになっていて、

申告納税システムは根づいておりまして、もうほとんど別段大した抵抗なくやっているようですよ。

三、二元的所得税のねらい

勤労所得には累進課税を行い、資本所得には低率の一律三〇%で課税する、そういう二次元的所得税が何をねらっているのか、ということであり

ます。また、資本所得税率を均一、すなわち投資家の

所得水準に依存しない、均一かつ勤労所得税率に比べて低率に設定することによって、資本所得税制を実効あるものにするということです。

例えばどうということかというところ、短期のキャピタルゲイン税率が高く長期のキャピタルゲイン税率は低いということであれば、株式の売却を少し延ばして、ロスだけ短期に実現するということにもなり、資本所得間に税率格差があれば、租税回避行動の誘因となる。税率が均一であると、何に投資しても同じですので、そういう回避行動が弱まる。

それから、非常に高い税率だと、株を余り売らなくなるので、そういうロックイン効果を弱める。二元的所得税を導入する前の最高限界税率は七二%でしたから、それではロックイン効果が起こってしまう。

また、海外への資金逃避を小さくする。ヨーロッパの金融市場は競争が非常に激しいので、税

率が高いことによつて資金が他の国に行くということをお小さくしたい。ストックホルムなどスカンジナビアの金融市場は非常にハンディキャップがあります。場所が北だということもありますし、言葉がスカンジナビア語であります。

住民一人当たりの銀行の店舗数とか銀行員の数、スウェーデンは本場に小さい。非常に経費を切り詰めている。銀行に行つてびっくりしました。パソコンルームじゃないかと思うぐらいで、パソコンがあつて、そこに銀行の人が立つているというだけです。このように非常にコストパフォーマンスはよくて有名ですが、やはり税率が非常に高いと資金は海外へ逃避する。

さらに利子控除、ロス控除の適用税率を総合所得税のケースより小さくする。税率を三〇％に限定してしまえば、控除率も三〇％だ。ところが、例えば総合所得税になると、七二％で控除すると

いうこともある。一〇〇万円借りても、ネットで返すのは二八万円ということになる。そういうことになりますので、総合所得税のケースより小さくして、資本所得税を均一かつ低率に設定した方が實際効果がある。高くしても余り意味がない、弊害が多いということでもあります。

二元的所得税のいま一つのねらいは、所得税体系では、資本所得税よりも勤労所得税を主役に置くべきだ、資本所得税は、わき役にすぎないということをお明確にすることです。

ここでいう主役とかわき役とは何かといえますと、まず国に税金がどれだけ集まるかという税収調達と、税制による所得再分配です。所得再分配ということになりますと、資本所得税はかなり限界がある。高い税率で集めて再分配しようとしても無理だし、税収も余り上がらないので、勤労所得税を主役にし、資本所得税を勤労所得税制から

切り離れた方が、勤労所得に対し高い限界税率を維持できるということです。

所得課税のオプションとしては、一つは、資本所得税も労働所得税と一緒にして、総合所得税とする。しかし、これは、弊害が多い。外国に資金が流れたり、ロッキン効果がある。二つ目は、総合所得税とするが、高い税率で資本所得に課税することを避けるために、フラット化する。しかしそうすると、所得の再分配ができなくなる。そこで資本所得と勤労所得を運命共同体にしないで分けてしまった方が、かえって勤労所得税による所得再分配ができるのではないか、二つということです。

四、実態の一端

では、実際どういう負担になっているか、「実態の一端」を申し上げたいと思います。「一端」

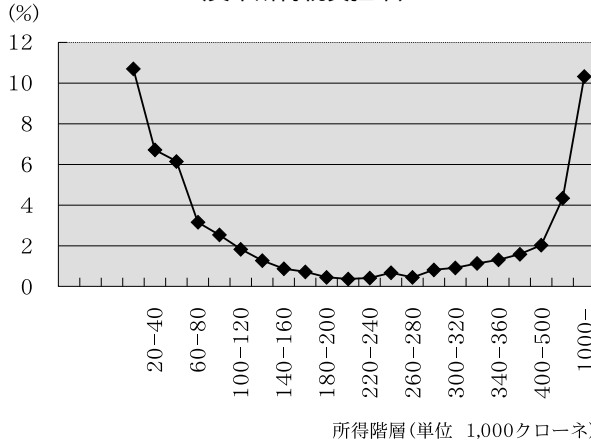
といえますのは、資料がストックホルムから船便で届いたのが五月一〇日ころで、まだきちんと分析していないところが沢山ありますので、取り急ぎお話しできる範囲でということです。

まず、所得階層別に、その人の所得に対して資本所得税が何%になっているかを見えます。所得というのは総所得で、勤労所得と資本所得を足したものに対して資本所得税が何%かということでありませう。

なぜこんなことをお話しするかというと、朝日新聞に二元的所得税が導入されるかもしれないという記事が出たときに、金持ち優遇じゃないかと大きなクエスチョンマークがついていましたので、二元的所得税は金持ち優遇かということをや、ちょっとみてみたいと思います。

「金持ち優遇になる恐れ」という記事だったと思いますが、図表²をくらん下さい。資本所得と

図表2 所得階層別負担（1999年、%）
（資本所得税負担率）



（出所） RSV [2001] Skattestatistiskårsbok 2001より作成。

は、利子配当と土地及び株のキャピタルゲインです。この資本所得に三〇%の税金がかかり、その総所得に対する比率を見たものです。横軸はデータ上、勤労所得階層別になっています。単位は一〇〇〇クロネです。

私は、ある仮説というが、多分こうなるんじゃないかなと思っています。

まず金持ち優遇というのはどういう意味がよくわからないんですが、総所得を Y 、年収の低い人を Y_h 、年収の高い人を Y_h とします。資本所得とは何かというと、今まで溜めた貯蓄の残高 S に収益率 r を掛けたものです。それに比例税率 t を掛けます。収益率は仮に同じだとしましょう。多分 Y_h の方が高いと思いますが、同じとしましょう。

そうしますと、総所得に占める資本所得税の負担率は、 $\frac{rS}{Y}$ の大きさがどうかということになります。通常お金持ちの方が総所得に占める資産、

貯蓄残高は高いわけです。そうすると、比例税率であっても、総所得に占める貯蓄残高が高い限り、 $\frac{tr\ S_h}{Y_h} < \frac{tr\ S_L}{Y_L}$ のようにお金持ちの方が負担率は高くなるはず。

ちよつと話が飛躍しますが、消費税が消費に対して比例税であっても、総所得に対する負担率は貧しい人の方が高くなるというのと裏腹の現象です。フローとストックの違いです。消費税の場合は $\frac{tC_L}{Y_L} > \frac{tC_h}{Y_h}$ となります。tは共通です。所得に占める消費の割合は、貧しい人の方が高いということです。このようになります。

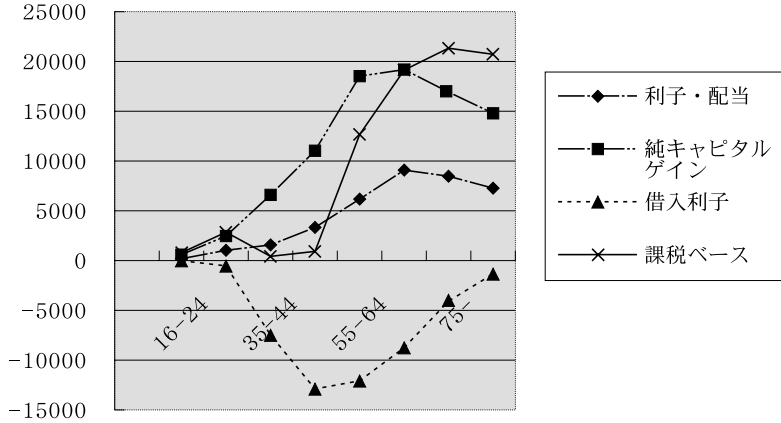
ただ、問題は、分母のYが年間のフローですから、この仮設のとおりになる領域がかなりあると思います。ならない領域もある。リタイアした人は年間の勤労所得がないし、年間の総収入は低くなりますから、これはそのまま成り立たない。ただ同じ勤労者グループをとれば、今申し上げた

ように、多分こうなるはずだという仮説を持つて、スウェーデンでどうなっているかということをちよつと調べてみたのが、この「資本所得税負担率」であります。

そうしますと、所得の低い人は初め高くて、二二万〜二四万クローネぐらいまではいわば逆進的になっていきます。しかし、それより上のお金持ちの勤労所得になりますと、負担率は高くなって、仮設が成り立つ。ちなみに、スウェーデンの個人の平均勤労所得は、二四万クローネぐらいです。三〇〇万円ちよつとぐらいただと思います。そこから右に注目していただくと、お金持ちの方が負担率は高い。V字型というか、ここからはお金持ちの方が負担率が高い。

問題は、所得水準の低い人がどうして負担率が高いのかということで、図表3は年齢階層別で見えています。ライフステージでとつてみたわけであ

図表3 年齢階層別負担（1999年）



（出所） RSV [2001] Skattestatistikårsbok 2001より作成。

ります。横軸は年齢で一六～二四、三五～四四の間に二五～三四という年齢が入りますし、次の三五～四七と五五～六四の間に四五～五四という中間の年齢が入ります。図表の見方ですが、利子控除は点線で下の方のマイナスになっており、利子配当と純キャピタルゲインを足したのからマイナスの借入利子を引いた、×印の実線のネットの課税ベースが、年齢階層別にどうなっているかということを見て下さい。この課税ベースに三〇％を掛けたものが税金ですので、年齢階層別の負担がどうなっているかがわかります。

×印の実線に注目していただきますと、三五～四四歳ぐらいの勤労期の中盤ぐらいまでは、非常に資産所得税の負担が低くて、勤労期の後半、四五歳から上、さらにリタイアした人がこの資産所得税を負担している。きちんと立証しなければいけません。この領域には、かなりお年寄りが

入っている可能性があると思います。

このように金融資産所得税は、高所得の勤労者及び後期の勤労者、あるいは退職者により負担されている。若年勤労者とか中盤に属する勤労者は、借入利子控除により税負担を和らげている。結局借り入れの目的は、六〇七割は住宅購入ですから、家を買って、利子控除を受けて、若いときの資産所得税負担を容易にしている。そのかわり、年をとったときに収益税として国に払う、こういうことになります。

ちよつと見づらいのですが、余計なことですが、**■**の純キャピタルゲインと**◆**の利子配当のグラフを年齢階層別にずっと見ますと、どの年齢階層をとつても、純キャピタルゲインの方が利子配当よりも大きい。つまり株の売り買いで儲けている方が、配当を入れた利子より金額が大きい。これはどうしてかという、もちろん株式市場

が好況であつたということもありますが、スウェーデン人は貯蓄率が低いのですが、株を買うのが非常に好きで、九〇年代は国民の三割が株を買っていた。九〇年代末は国民の七割が株を持つております。ですから、ポートフォリオが大分日本と違つようです。今回は、ちゃんとしたことはいえませんが、資産選択の変化と税制との関係といえますか、そこをちゃんと研究する必要がありますとは思つております。

次に、所得税の税収の構成を見てみましょう。所得税収を一〇〇としたときに、勤労所得税と資本所得税とで何%づつになっているか。図表4を
ごらん下さい。

国の勤労所得税が六・八三%で、地方の勤労所得税は七二・八%、都合、約七九%は勤労所得税だ。L〇が提起しているように、勤労所得税が主役を占めております。資本所得税を見てみますと、

図表4 スウェーデンの所得税の構成（1999年）

	税収 MSEK	構成比 (%)	対GNP比 (%)
国の勤労所得税	29417	6.83	1.50
地方の勤労所得税	313563	72.80	15.70
家計の資本所得税	25077	5.82	1.30
企業の資本所得税			
年金基金収益税	10044	2.33	0.50
法人税	52892	12.30	2.69
合 計	430993	100.00	21.69

（出所） RSV [2001] Skattestatistiskårsbok 2001, p.24-25. より作成。

家計の資本所得税と企業の資本所得税を加えたもの、法人税込みですが、二〇%ちよつとということ、大雑把にいつて八対二の割合になっている。

参考までに日本の所得税構成を見ますと、これは住民税込みであります、一九九九年から三年間で、勤労所得税は四九・八%、四六・二%、四五・七%と半分を切っていて法人税込みの資本所得税収の方が多い。これは恐らく勤労所得税で給与所得控除、配偶者控除などかなり控除を多く設けている一方、資本所得税では利子控除、ロス控除が非常に限定的だということ、法人税率が高いということが効いているのではないかと思っております。

五、その意義

この二元的所得税の考え方なり仕組みを日本に

スウェーデンの租税政策

図表 5 日本の所得税の構成 (%)

	1999	2000	2001
勤労所得税	49.8	46.2	45.7
個人資産所得税	9.0	16.1	14.2
法人税など	41.2	38.0	40.1
合 計	100.0	100.0	100.0

(出所) 池田篤彦編『図説 日本の税制 平成13年度版』財経詳報社、13頁より算出。

適用した場合にどういう意義があるかということについて、大きく二つにまとめてお話ししたいと思います。

第一は、金融所得に適用した場合です。

それには三点ありまして、一つは、税制の簡素化につながるということです。新聞によりますと、日本の金融所得税制はパッチワーク税制だ、非常に複雑な税制である。同じ配当でも、総合課税が適用されたり、申告不要制度が適用されたり、三五%の源泉分離課税が適用されたりし、キャピタルゲインについても、株式のキャピタルゲインと先物のキャピタルゲインが違つとか、非常に複雑である。二元的所得税になると、合算した上で二〇%とか三〇%ということになりますので、簡素化に貢献する。

二つ目は、利子が生み出される安全資産投資と、配当あるいはキャピタルゲインのよひにひよっと

したらロスになるかもしれないという危険資産投資の二つを考えた場合、この二元的所得税はその選択を歪めない、中立である。どちらに投資しても適用税率は二〇%、あるいはスウェーデンの場合は三〇%ということにならうかと思えます。

日本の場合、大雑把にいつて危険資産収益の課税の方を重くしている。二元的所得税は、資産所得の収益によって区別しない。二〇%ということになりますと、一律二〇%ですので、どちらに投資しても同じ税負担ということです。つまり収益に対して税率を均等化するということになります。

そして、それはロスと収益に対する税率も均等にします。

例えば株式のキャピタルロス¹⁴⁰は、株式のキャピタルゲイン¹⁴⁰からしか控除できない現状になっていますが、例えば利子を¹⁴⁰、ゲインを²⁰、ロスを²⁰だとします。これは税率が違うのですけれど

も、一応二〇%として、ロス控除だけに焦点を合わせます。そうすると、ネットの収益は⁴⁰から⁴⁰を引きますから、¹⁰⁰になります。現行税制ですと、税負担は、もし二〇%だとすると、¹⁰の⁴⁰を考慮してくれませんで、 $140 \times 0.2 = 28$ になります。ネットの収益は¹⁰⁰ですから、この人の手取りは現実には⁷²になります。

ところが、二元的所得税ですと、ロスを完全に控除しますから、 $(140 + 20 - 60) \times 0.2$ で、税負担は²⁰になります。

つまり、現行税制では通算できないのですが、プラスの収益に対して二〇%課税しますと、本当はロスには二〇%政府が援助をしなくてはいけないということなんです。収益の方から本当は二割戻すのです。そこは、非常に限界がある。たまたま口スガゲインの枠内であれば認めるけれども、上回った場合は認めないということなんです。だから、

二元的所得税は安全資産と危険資産投資の中立化には役立つ。

直接金融と間接金融の観点から話をする人がいますが、それはよくわからない。直接金融というのは、株式と社債、間接金融は銀行借入れですが、二元的所得税の場合は利子収益を生み出す安全資産と損するかもしれない資産とを均等に扱うもので、実際上は、ちよつと筋が違うような気がします。もちろん株式への投資を今までよりも中立化するので、資金が株式の方へ行く可能性が高まり、その限りにおいては直接金融を推進するかもしれませんが。

三つ目は、投資家間の水平的公平化に貢献することです。これは何に投資しても税率を均一化することですから、水平的な公平に貢献することです。

なお、これはよく考えなくてはいけないところ

ですが、今借入利子の控除はかなり限定的です。それが限定的だとどういふ問題が起こるかというところをお話しておきたいと思います。

自己資金で投資する人の一単位のコストが幾らかというところ、 r は金融機関に預けたりほかに貸して得られる利子収入を放棄して投資します。自己資金でもコストはかかっているわけですから、 r は収益率、 t は税率です。利子税があるということ、貸し付けの収益を減らしているのだから、自己資金のコストを政府から援助されていくこととなります。

ところが、借入れで投資する場合、借入利子を控除しないということになると、借入れの資金調達に関して政府は何ら援助をしないことになり、非常に非対称になります。借入れのコストは、 r になります。しかし控除が認められれば、コストは $r(1-t)$ となって自己資金で投資を行う者

と同じになる。現状は、利子控除が非常に限定的ですので、これはちょっとおかしいなとは私は思っております。

要するに、二元的所得税を金融所得に適用すると、税制の簡素化、安全資産投資と危険資産投資の中立化、投資家間の水平的公平化に貢献し、借入資金と自己資金を公平に扱うことにも資するということだと思います。

第二として、二元的所得税を導入した場合、こういうパッチワークの税制あるいは利子控除が非常に限定的であるとか収益に対する税率がそれぞれ違うという場合の代替案として、総合課税がいいのではないかとということが考えられますが、これはスウェーデンの話で出てきましたように、総合課税方式をとるよりも、グローバル化した経済状況を考えたり現在の資本所得課税の限界を考えると、すっきり分けてしまった方が、所得税の主

役としての勤労所得税をより強化できるのではないかと思っているということです。

では、私の話は以上で終わらせていただきます。(拍手)

関理事長 先生、どうもありがとうございます。二年間生活されたご経験等を踏まえて大変興味深いお話をしていただきまして、ありがとうございます。

若干時間がありますが、どなたかご質問をどうぞ。質問 本日、お話の中で出てこなかったのですが、スウェーデンの税制の文献をいろいろ読んでみると、個人と法人の二重課税の問題で、インピュテーションがないということのようですが、その辺はどうなっているのでしょうか。

答 非常に有意義な質問だと思います。

最初に結論を申しますと、現在インピュテーション法は採用しておりません。配当と留保の二

重課税は現在何ら調整を行っておりません。スウェーデンの現状は、そういう意味で不十分であります。と申しますのは、二元的所得税は、もうご存じだと思いますけれども、どんな資本所得であつても例えば二〇%で課税しましょうということとですから、法人段階で法人税が課され、あと配当税が課されると、これは二重課税です。それから、キャピタルゲインに課税されると、これは留保の二重課税になります。二元的所得税の考え方を踏襲し、より徹底的にやれば、法人税と個人所得税の負担調整の方式のあり方までやるべきなのです。

ところが、おもしろいことに、今税制としては何もしていませんが、ではスウェーデン政府はこの一〇年間その問題について何もしなかつたのかというと、そうではありません。九〇年及び九一年にこの二元的所得税を導入して、たしか九四年に国民党——現在は社会民主党政権ですが、ス

ウェーデンとしては右寄り、右寄りといっても大したことないですけれども——が政権をとつたときに、個人段階の配当税を廃止しました。

つまり、一番シンプルな配当の二重課税の緩和法は、配当税をやめてしまえばいいわけです。私はこの案が好きで、自分の本にも書いたんですが、やめてしまつたんです。

配当税廃止だと配当だけが有利になるので、株式のキャピタルゲインについては、三〇%課税すべきところを、二二・五%に軽減したのです。これも一種部分的ではありますが、二重課税の調整を非常にシンプルにやつたわけでありませう。

ところが、これもいいなと思つていたのですが、社会民主党が再び与党になつてやめてしまつたのです。しかしただやめたわけではなく、もう一度二重課税の調整方法をスウェーデンとして研究しようということになりました。九三年以降の

レポートも出ていまして、そのスタンスはどこかというところ、お隣のノルウェーが二元的所得税のもとで完全に負担調整をやっておりまして、配当に関してはインピュテーションを行い、留保に関しても調整をしている。これはかなり複雑ですけども、その仕組みについては、きょう出席されている研究所の野村研究員が非常に詳しいので、彼に聞いていただいた方がいいと思います。

スウェーデンは、ちよつと要領のいいところがあって、ノルウェーのその方式が実際にうまくいくかどうかちよつと見てみようじゃないかということですが、負担の調整の必要性は認めているようですが、そのシステムとして、どれが一番有効かということとは、お隣の効果を見てみようということとで、現在検討中ということでありませう。

質問 ちよつと漠然とした質問になりますが、日本の資本市場とスウェーデンの資本市場を比べる

と、規模とか国際性という観点でも随分な違いがあるであろう。それから、国全体のGDPの規模というのを考えても、一〇倍もしくは二〇倍の違いがあるであろうという状況を考えた場合に、確かに概念的に、二元的所得税制というのは一見すばらしいというふうに見えるんですが、これを本邦に適用する上でのポトルネットとか、本質的な違い、もしくは考慮しなければいけない点みたいなものもございませうでしたら、簡単に先生のお考えをお聞かせいただければと思います。

答 それはたくさんありまして、どこまで資本所得としてカウントするかということですが、スウェーデンでもちよつと問題になっていませうが、事業所得であります。小規模自営業者の所得は資本所得なのか、勤労所得なのか。自営業者が持っている機械とか、要するに、中間的な所得がある

わけです。資本所得と勤労所得に分けられない場合があります。

どうしているかというと、自営業者の総所得から資本所得を差し引く。その場合、自営業者の人たちが持っている資本ストックとか金融資産を計算し、そこから借入れを除き、それに帰属収益率を掛けるわけです。そうすると、資本所得が出てまいりますので、それを除いたものを勤労所得とする。

二元的所得税では、勤労所得税率と資本所得税率では違うということがメリットであると同時に、勤労所得として課税されるべきものを資本所得に変えるというインセンティブが当然働きます。そこでそのインセンティブをできるだけ少なくする。よくいわれるのは、資本所得税率を勤労所得の最低限界税率三〇％に等しくするということです。同じ税率であればインセンティブは働きません。そして、最初に申しましたように、三〇

％の勤労所得税率を適用される人は納税者の八割ですから、そこに属している自営業者はこのインセンティブを持ちません。ということは、お金持ちの自営業者だけが、そういうインセンティブを持つということでありませぬ。

質問　そういった意味からすると、所得を捕捉するための納税者番号とか、そういったインフラストラクチャーがないと、当然実施しづらいということでしょうか。

答　その辺はよくわかりませんが、まず納税者番号については、少し視野を広くして考えた方がいいと思います。一番最初に申しましたように、ただ税務署や国税局が我々の所得を把握するためのものだけであるというふうに認識するより、もっと政府がこういうことをやりましたよとか、あなたの年金はこうなりますよというふうに、納税者に情報を知らせるための道具として使うということ

とも考えた方がいいと思います。

スウェーデンの制度は特殊ではないか、日本にいきなり導入してどうなのかというお話はこもつともですけれども、我々としては、そこに何か普遍的な、日本でも役に立つような論理は何かということを一生懸命探しておりまして、例えば勤労所得税が主役だとか、資本所得に総合課税をするのは無理だというようなことは、日本とスウェーデンの違いを乗り越えて、かなり普遍性を持っているのではないかなというのが私の考えでございます。

関理事長 それでは、先生、きょうはどうもありがとうございました。

(はば よしひさ 早稲田大学教授
当研究所理事)

(本稿は、平成十四年五月三十一日に行われた講演会の記録で文責は当研究所にある。)

馬場義久氏

略 歴

- 1973年 一橋大学経済学部卒業
一橋大学大学院経済学研究科博士課程単位取得
関東学院大学助教授、長崎大学助教授・教授を経て
1993年 早稲田大学政治経済学部教授 現在に至る
(2000年4月～2002年3月 ストックホルム大学経済学部客員研究員)

著 者

- 『現代財政学研究』 (春秋社、1986年)
『税制改革の潮流』 (有斐閣、1990年)
『消費課税の理論と課題』 (共著、税務経理協会、1995年)
『所得課税の理論と政策』 (税務経理協会、1998年)
『資産所得課税の理論と実際』 (共著、日本証券経済研究所、2000年)

『ベックマン 税制改革の理論と現実』 (共訳、東洋経済新報社、1988年)
『ソレンセン 北欧諸国の租税政策』 (監訳、日本証券経済研究所、2001年)